



令和3年度
市P協のしおり【2】

—事務関連—

【全校共通】

横須賀市PTA協議会

市P協のしおり【2】 事務手続き関連 もくじ

重 要	P2
1. PTA調査票について	P3
2. 市P協会費について	P3
3. 家庭教育学級補助金	P4
4. その他	P6

- (1) 横須賀市PTA協議会及び事務局について
- (2) 市P協ホームページについて
- (3) よこすかPTAサポート PTA活動補償制度について
- (4) お願い

◆ 添付書類

書類名	右上番号	対象PTA	提出締切日
令和3年度PTA調査票	A1	全単位PTA	令和3年5月10日(金)必着
家庭教育学級補助金関連	-	希望PTAのみ	-
【申請書】【報告書】記入例	A2-①		①令和3年10月29日(金)
申請書	A2-②		②令和3年12月24日(金)
報告書	A2-③		③令和4年2月18日(金)

【重要】 5月になりましたら、ご対応お願いします

◆ PTA調査票の送付【全校】 締切 5月10日(月)

→ 会費振り込み【全校】 5月6日(木)～6月30日(水)

◆こども110番の家見舞金制度申込書の送付【任意】

資料は2月に別途配付済です。

→申込締切 : 5月14日(金) 必着

→保険料振り込み : 5月6日(木)～5月28日(金)

※上記2件の振込は5月に入ってからお願いします。

【重要】PTA活動補償制度 について

資料は2月に別途配布済です。

→申込締切 : 3月18日(木)

→掛け金振り込み : 4月16日(金) 厳守

◆ご入金が遅れますと、4月1日から補償できなる場合がありますので、ご注意ください。

振込口座は、市P協会費の口座とは違いますのでご注意ください。

詳しくは「PTA活動補償制度【ご案内】」をご参照ください。

1. PTA調査票について 【書類A1】

本調査票のデータは、市教育委員会へ提出し、また市P協・県PTA協議会の会費を算出させていただきますので、お間違えないようご記入ください。また、市教育委員会の実施している5月1日の『学校基本調査』と同じ数をご記入ください ※5月1日時点の数字でご記入ください。

5/10(月)までに事務局までご提出(学校メール便またはFAX)ください。市教育委員会及び県PTA協議会への提出締切が近いので、締切を守っていただけますようご協力をお願いします。

2. 市P協会費について

(1) 市P協会費納入金額

69円×児童・生徒数 ※5月1日現在の児童・生徒数(書類A1に記載した数字)にて算出

(2) 振込についてのお願い

- ①会費は銀行振り込みにてお願いします。現金にて受領はいたしません。
- ②5/6(木)以降に振り込みをお願いします。(市P協では4月はまだ令和元年度なので、4月中に振り込まないでください)
- ③会費は単独で振り込んでください。市P協への他の振込金(すかさぽ補償、こども110番の家保険料等)と一緒に振り込まないでください。

(3) 納入期限

令和3年6月30日(水)

(4) 振込先

- ①下記、金融機関の市P協指定口座(5月6日以降有効)に振り込みをお願いします。
- ②振込金受取書が領収証になり、市P協からの領収証は発行しません。
- ③振込手数料がかかった場合は、単位PTAでご負担下さい。
- ④下記信用金庫の窓口からお振り込みの場合、市P協宛の振込手数料は免除されます。振込の際に、「横須賀市PTA協議会宛の振込は、手数料が免除されていると聞いています」とご確認ください。
- ⑤専用振込用紙は用意していません。

◆湘南信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 0090948

名 義 横須賀市PTA協議会 会長 櫻井 聡(さくらい さとし)

◆かながわ信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 1270552

名 義 横須賀市PTA協議会 会長 櫻井 聡(さくらい さとし)

3. 家庭教育学級補助金 【書類A2】

令和3年度版 必ず確認してから申請してください

(1) 対象

横須賀市PTA協議会に所属する全ての単位PTA

(2) 家庭教育学級補助金について

市教委からの委託事業(市からの補助金となります)

家庭教育振興に係る各種事業への補助金であり、その各種事業の中に家庭教育学級があります。家庭教育学級は、各校PTAが各々の問題意識に基づいて、家庭教育振興に資する課題を自主的に設定し実施するものです。

家庭教育学級とは、保護者の方を対象に、各家庭で親が子どもと向き合うべき様々な課題について理解を深めてもらうことを目的としています。

(3) 補助金額

1事業 1口上限2万円、2口(条件付)まで。 1校2事業まで。1校上限4万円まで。

(4) 主催・事業内容について

- ①原則PTA主催かつ保護者向けで、PTA会長名で保護者にご案内が出された講演会・講習会とします。
- ②趣味的な事業については、家庭教育に結びつくものは可とします。
ヨガ・フラダンス・フラワーアレンジメント・アロマ等。
- ③趣味的な事業、また講演会や講習会でも、内容を審査した上で、市P協と市教委の判断により支給が適当でないと判断する場合がありますのでご了承ください。

(5) 学校主催の児童・生徒対象(卒業記念講演、芸術鑑賞会など)の行事について

①卒業記念講演については、PTAにとっても有意義な内容ということで申請可とします。ただし保護者の参加が前提でお願いします。

- ②観劇、音楽鑑賞については、教育や学習に結びつくものであること。観劇・鑑賞料の一部補助。
 - ・この場合の補助は上限2万円とします。(2口の申請は無し)
 - ・観劇はお笑い、マジックショーなど娯楽性の高いものは不可。
 - ・音楽鑑賞はクラシックや伝統音楽であれば可。

③必ずPTAが共催し、保護者の参加を促してください。保護者への案内には、校長名だけでなく、PTA会長も連名としてください。(すかさぽ補償申請時には、連名のご案内が必要です)

(6) 申請条件など

①参加見込み人数について

申請時点の参加見込み人数は、学校規模(児童生徒の人数)により以下のように分けます。

(1)一口の場合

100人未満 10人以上

200人未満 15人以上

200人以上 20人以上

(2)2口の場合

・10万円以上の講師料であること。

・参加見込み人数

100人未満 20人以上

200人未満 30人以上

200人以上 40人以上

②参加見込み人数以上の多くの方に参加してもらえるような努力をお願いします。(広報や開催方法、参加しやすい時間帯の検討など。最初のご案内だけでなく、その後もマチコミや広報紙などでPRするなど。)

(7)支払い不可の事業・内容など

①「講師の食事代」「材料費」「食材費」「参加者へのお茶菓子代」などは補助不可。

②講師が公務員の方への支払いについては、補助不可。

③親子工作教室は、教室開催に必要な費用が市教委から神奈川土建組合に委託料として支払われているので補助不可。

④講師への、花束代、お礼の品などは原則補助不可。交通費は講師料に込みでお支払いください。

⑤参加者のバスチャーター代や交通費は対象外。

⑥娯楽的な事業は不可とします。

・ポーリング大会、カラオケ、観光、テーマパーク、ビール工場見学等

(8)申請書について(添付書類A2-②)

①申請書には、必ず予算書部分も記載してご提出ください。

②全ての事業において、保護者へのご案内を申請書に添付してください。

③申請書の内容に、その事業がどのように家庭教育に結びつくものなのか(実施目的・意義)を記載してください。

④卒業記念講演など学校主催の事業については、申請書に保護者が参加する理由、意義などをご記入ください。

⑤承認されましたら、市P協から「承認通知書」を送付します。

(9)報告書(添付書類A3-③)・支払いなど

報告書は記入漏れの無いようにご提出ください。

①11月、1月、3月に開催する役員会で審査後、市教委生涯学習課にても審査し、結果をご連絡します。

②受付・承認・支払いは第1回申請分から順次行います。第2回、第3回の締め切り時点で補助金が残っていない場合には、申請を受理できないまたは満額お支払できない場合がありますので、早めの申請をお願いします。また第1回の時点でも、申請事業が多い場合には、請求金額が満額払

われない可能性がありますのでご了承ください。

- ③事業終了後、市P協に「報告書」「領収書(コピー可)」、「収支報告書(参加費を取る場合)」、「報告書の裏の集計表(記入)」「参加者から回収したアンケート」「承認通知書」を、市P協事務局に送付してください。書類が全て提出されましたらお支払いを行います。(市P協への送付には学校逡送便を使用してください。学校逡送便については、教頭先生や学校事務の方にご確認ください)

(9)申請の締切(R2年度)

第1回締切 令和2年10月30日(金)

第2回締切 令和2年12月25日(金)

第3回締切 令和3年 2月26日(金) 最終

(10)アンケートのご協力をお願い(添付書類A2-④参加者配付用)

- ①申請書・報告書と一緒に、参加者に配付してもらうアンケートを同封しています。単Pにて参加者に配付・回収して、報告書と一緒に市P協にご提出ください。
- ②報告書の裏に、アンケートの集計表があります。お手数ですが単Pで集計して記入をお願いします。
- ③事業終了後に、「参加者から回収したアンケート」を市P協事務局までご提出ください。
- ④アンケートは義務ではありませんが、今後も補助金事業を継続していく為にもご協力をお願いします。

(11)その他

- ①最初から保護者の参加を見込まずに、補助金だけを申請するのはご遠慮ください。
- ②講師が公務員の場合は、謝礼などの扱いに注意してください。
- ③本補助金については、運営委員会などで各委員会の委員長にも周知してください。
- ④本資料に記載されていない事項や、他にも何かあった場合には、市P協と市教委で相談して判断させていただきます。

ご不明な点は市P協事務局までお問い合わせください。

5. その他

(1) 横須賀市PTA協議会及び事務局について

◆連絡先

〒238-0006 横須賀市日の出町3-19-16 横須賀三浦教育会館内5F

TEL 046-824-1478 FAX 046-824-1480

E-mail: office@pta-yokosuka.jp

◆業務時間

事務職員 : 浅井 香緒里

祝祭日を除く 月～金 11時～16時(休憩 12時～13時)

※常駐職員は1名です。

- ・業務の為の外出、会議やイベントなどがある場合には、事務局を留守にします。
- ・確実に連絡をとりたい方は、メールをお送り下さい。

ただし、キャリアメールは、迷惑メール設定などで事務局からの返信が届かない場合がありますので、市P協のメルアドからメールが受信できるように設定をお願いします。

(2)市P協ホームページについて

◆最新情報が確認できます。

- ・各单位 PTA や学校に配布した資料のお知らせ、閲覧、ダウンロード
- ・講習会、研修会の日程のお知らせ
- ・活動予定、活動報告 など

◆色々な情報が得られます。

- ・図書ボラBlog
- ・学校図書館ボランティアのお役立ち情報
- ・広報紙コンクール入賞作品、市P協広報紙 など

横須賀市PTA協議会 ホームページURL : <http://pta-yokosuka.com/>

スマホからも閲覧できます。

(3)よこすかPTAサポート PTA活動補償制度

市P協に加入している単位PTAしか加入できません。個人の加入はできません。加入は任意です。H30年度までは、県の安全互助会に加入していただいていたのですが、令和元年度より市P協が独自に運営を始めました。PTA活動が安心して行えるように、ぜひご利用ください。

※市P協の活動は、各校PTA活動の一環として扱っていただき、もし市P協役員・委員の方が市P協活動に係わる件で事故に遭われたり怪我などされた場合には、各单位PTAにて「よこすかPTAサポート PTA活動補償制度」をご使用いただけますようお願いいたします。

(4)お願い（運営委員会などで、各委員長にも周知をお願いします）

①学校送送便について

市P協と、市立各校は、教育委員会の学校送送便にて書類などの送付ができます（詳細については、教頭先生や事務職員の方にご確認ください）。締切間近に送送便をご使用になる場合は、事務局へご一報くださいますようお願いいたします。（市P協は自動で届かず市教委に取りに行く必要があるため）

②市P協主催の講演会・講習会の出欠票について

市P協主催の講演会・講習会などの出欠票は、出欠の有無にかかわらず、**全校に返信**をお願いしています。出席者がゼロの場合でも、欠席とご記入の上、事務局まで返信をお願いします。未提出の場合、参加者がいないのか、用紙が何らかの手違いで届いていないのか、の判断がつかない為です。

③市P協の講習会、講演会、イベントにおいてのお願いと注意事項

市P協講演会、イベントの様子は、市P協スタッフにより写真撮影させていただき、市P協のホームページ及び広報紙などに掲載させていただきますのでご了承ください。なお、個人情報・著作権・肖像権の観点から、ビデオ撮影はご遠慮ください。また、写真撮影につきましては、講師以外の方の顔が写っている場合には、各校広報紙への掲載及びツイッター、Facebook など Web 上への公開はご遠慮ください。

また近年は、講師のスライドをスマホで撮影するのもお断りしています。主な理由は、講師によっては撮影して欲しくないスライドがあったりすること、またシャッター音によって、参加者が講師のお話が聞きづらくなるためです。ご理解の上、皆様のご協力お願い致します。

④各单位PTA広報紙について ※教頭先生、広報委員長にもお伝えください

- ・今年度発行される**広報紙を1部**、市P協事務局へご提供ください。
- ・他校への広報紙配布は任意ですが、全校へ広報紙を配布される場合は、表紙に『全校(または配布して欲しい学校)＋市P協に配布お願いします』と書いて、学校逡送便にのせてください。市役所の学校逡送便担当の方が各校に振り分けてくださいます。また、A4サイズより大きい広報紙については、必ず半分に折った状態で学校逡送便に乗せてください。

※令和3年度・・・小46校、中23校、特別支援2校、市P協1部